

# 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

## 会費納付規程

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会（以下「協会」という）定款第 44 条に基づき、円滑な会費徴収を図るため、理事会の議を経て、会費納付規程を次のとおり定める。

### （会員の会費納付）

第 1 条 毎年 4 月 1 日現在に会員資格を有する会員は、定款施行規則第 4 条第 1 項第 2 号に基づく会費を、同条第 5 項の納期までに本部に一括納付しなければならない。

2 会員は以下、所定の方法により会費を納付しなければならない。

#### （1）口座振替

会費は、原則として会員の指定する金融機関口座より年 2 回（5 月・11 月）の振替により納付する。なお、会員の事情により指定日に振替ができなかった場合、1 回に限り翌月指定日に再振替ができるものとする。

#### （2）振込納付

口座振替ができない会員及び滞納会費のある会員は、会費納付通知書（請求書）により全額納付しなければならない。

3. 半期毎の会費を、分割して納付することはできない。

### （新規入会者の会費納付）

第 2 条 年度途中の新規入会者は、定款施行規則第 4 条第 1 項に基づき、入会金と合わせて、入会月以降年度末月までの会費を、入会時に一括納付しなければならない。

### （退会会員の会費納付）

第 3 条 年度途中の退会等会員（従たる事務所を含む）は、第 1 条の会費を退会月分まで納付しなければならない。

2 退会翌月以降の徴収済会費があるときは、原則、支部を通して返還するものとする。

### （会費の不返還）

第 4 条 会員は、いかなる理由があっても在籍月までの納付済み会費の返還を求めることはできないものとする。

### （会費の督促）

第 5 条 会長は第 1 条第 1 項の納付期限内に会費を納付しない会員に、定款施行規則第 6 条第 1 号に基づき、会費納付督促状を送達しなければならない。

2 会長は、前項の督促に応じない会員に対し、呼出等により、直接会費の納付を求めることができる。

- 3 会長は定款第 11 条第 1 号に該当する会員に対し、配達証明付内容証明郵便の送達により、保証協会と連名で督促状兼弁明の機会を与える旨を通知しなければならない。
- 4 前号の送達対象となった会員は、内容証明郵便の受領の有無に関わらず、「督促事務手数料」として 2,000 円を支払わなければならない。滞納会費と合わせた納付通知書は、別途送達するものとする。

(資格喪失手続)

- 第 6 条 会長は、前条の督促に応じない会員に、定款第 11 条第 1 号により会員の資格喪失手続を行うものとする。
- 2 会費未納の会員の資格喪失については、保証協会の資格喪失手続規則に準ずるものとし、保証協会からの資格喪失通知の送達をもって、宅建協会の資格が喪失されたものとする。

附 則

1. この規程の改廃は理事会の議決を経なければならない。
2. この規程は、平成 27 年 11 月 9 日開催の第 4 回理事会にて制定、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。